

旧林愛作邸の保存範囲の考え方

1 旧林愛作邸の重要性及び現位置保存の必要性

- ・旧林愛作邸は、日本に4棟のみ現存するフランク・ロイド・ライト設計の建築物の一つであり、住宅作家として著名なライトの住宅建築は2棟のみであるなど、重要かつ希少な存在である。
- ・フランク・ロイド・ライトが構築した「プレーリースタイル」や「有機的建築」といった建築様式は、ユネスコ世界遺産に登録されるなど世界的に高く評価されており、旧林愛作邸にも、それらの特徴が表現されている。
- ・周囲の環境との調和を重視するフランク・ロイド・ライトの建築物は、移築によって周囲の環境と隔離されることで、意義と重要性が失われてしまう。
- ・旧林愛作邸は、世田谷区の歴史・文化を物語る貴重な歴史遺産であり、必ず現位置に保存し、地域の財産として継承していくことが必要である。
- ・旧林愛作邸を後世に伝えていくためには、現位置において文化財保護制度に基づき保護されるとともに、適切に保存修理されることが必要である。

2 旧林愛作邸敷地の現状

(1)主屋及び周辺

- ・主屋は、建築当初の位置のまま現存している。地下室や基礎も、当初に構築されたものが残っていると考えられる。【1】
- ・玄関周辺は、建築当初から、概ね改変されていない。【2】
- ・徒渉池は、応接室と一対で設計されており、建築当初の姿を残している。【3】
- ・主屋及び徒渉池東側には、林邸建築当初に植栽されたと考えられる西洋松等の大木が残る。【4】
- ・主屋周辺の庭園は、植栽の変更や生け垣の設置など、当初からの変更はあるものの、芝庭の雰囲気や地形は建築当初の姿を伝えている。【5】

(2)主屋北側

- ・正門は、林邸建築当時の位置から変わっておらず、守衛室も当初から残っている建築物と考えられる。【6】
- ・正門及び門柱は建築当初の位置にあり、北側道路から主屋への動線は、建築当初から維持されている。【7】
- ・主屋までのアプローチは、当初とは異なるものの建築時の雰囲気を伝えている。【8】
- ・主屋北側のロータリーには巨樹が生育し、建築当初に植栽された可能性が高い。【9】

(3)主屋西側

- ・主屋西側には、クラブハウスが建築され、空地となっている主屋北西角付近と併せ、建築当初の状況は不明である。また、植栽時期は不明であるが、北西側には樹林地が広がり、主屋と相まって落ち着いた雰囲気を形成している。【10】

(4)主屋東側

- ・正門からのアプローチ及び主屋の東側には社宅が建築されており、それ以前の状況や建築当初の土地利用を伺い知ることはできない。【11】

(5)主屋南側

- ・芝庭の南側は、野球場が造成され土地が削平されている。史料では林が農園を経営していた区域にあたるが、当時の状況は不明である。【12】
- ・敷地南西側には、研修施設が建築されている。テニスコート付近には、大谷石の擁壁が残存し、建築当初の構造物の可能性はあるが、詳細は不明である。【13】

3 保存範囲に関する考え方(エリア別)

(1)主屋及び周辺

- ・主屋は、建築当初の位置のまま現存しており、地下室や基礎も含め、現位置に保存していくことが必要である。【1】
- ・玄関周辺の外構は建築当初の雰囲気伝えており、現位置に保存していくことが必要である。【2】
- ・徒渉池は、旧林愛作邸のデザインを特徴づける重要な構成要素であり、現位置に保存していくことが必要である。【3】
- ・主屋及び徒渉池東側には、建築当初に植栽されたと考えられる西洋松等の大木が残るため、庭園の一部として保存していくことが必要である。【4】
- ・主屋周辺及び南側の庭園は、芝庭の雰囲気や地形が残っており、現位置に保存していくことが必要である。なお、生け垣は後になって設置されたものであり、生け垣を庭園の境界とすることはできない。また、主屋南側と他施設の離隔については、十分に配慮することが望ましい。【5】

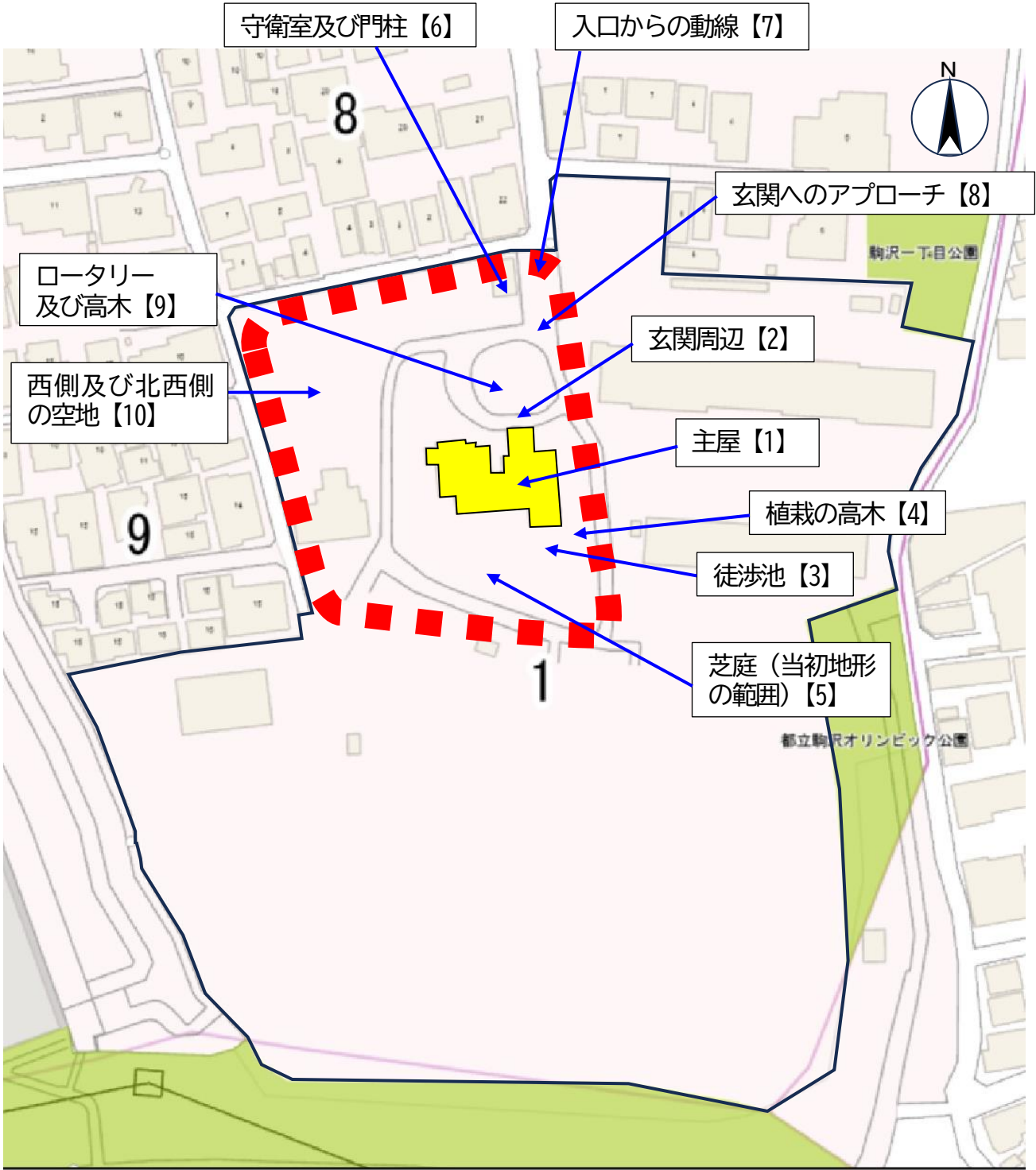
(2)主屋北側

- ・守衛室は、主屋と同時期の建築と考えられ、当初の姿がよく残っているため、主屋とともに保存していくことが必要である。また、門柱の少なくとも一方は建築当初からのものであり、保存していくことが必要である。【6】
- ・正門及び門柱は建築当初の位置にあり、北側道路との位置関係も旧林邸保存の重要な要素であるため、将来的にも敷地外からの入口及び動線として維持することが必要である。【7】
- ・正門から主屋までのアプローチについては、敷地内の位置関係を維持する上で重要なスペースであるため、保存していくことが必要である。【8】
- ・玄関北側のロータリー付近には、建築当初頃の植栽と思われるヒマラヤスギの巨樹が生育しており、ロータリーの形状も含め現位置に保存していくことが必要である。なお、【7】及び【8】を含め、林邸敷地の重要な部分であるため、主屋から正門まで一体的に庭園として保存していくことが必要である。【9】

(3)主屋西側

- ・建築当初の写真では、主屋が西側に伸びていたことが確認されており、十分な空地を確保することが必要である。また、北西側は、主屋周辺及び北側の保存エリアと不可分の庭園となっており、今後の林邸活用のために必要となる可能性もあるため、一体的に保存していくことが必要である。【10】

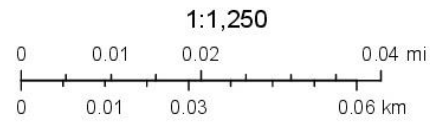
保存が必要な範囲図





凡 例

特に保存が望まれる
範囲



「旧林愛作邸」エリア別現況画像



主屋【1】



玄関周辺【2】



徒渉池【3】



主屋東側高木【4】



芝庭【5】



芝庭及び当初地形【5】



守衛室【6】



門柱【6】

「旧林愛作邸」エリア別現況画像



入口動線【7】



玄関へのアプローチ【8】



ロータリーの高木【9】



西側主屋跡【10】



北西側空地【10】



東側社宅【11】



南側野球場【12】



南西側擁壁【13】